

水戸市公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度水戸市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので、水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 12 年水戸市条例第 6 号）第 13 条の規定に基づき公表する。

令和 3 年 4 月 1 日

水戸市長 高 橋 靖

令和 3 年度水戸市一般廃棄物処理実施計画

- 1 計画区域及び期間
- 2 令和 3 年度一般廃棄物の計画量
 - (1) ごみ関係[処理される廃棄物（ごみ）量]
 - (2) 生活排水関係[処理される廃棄物（し尿）量]
- 3 処理主体
 - (1) ごみ関係
 - ア 一般廃棄物（ごみ）処理主体
 - イ 一般廃棄物（ごみ）処理業者
 - (2) 特定家庭用機器一般廃棄物
 - (3) 使用済小型電子機器等の回収
 - (4) 生活排水関係
 - ア 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）処理主体
 - イ 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）処理業者
- 4 処理計画
 - (1) ごみ処理実施計画
 - ア ごみ処理計画
 - イ 収集運搬計画
 - (ア) 収集運搬
 - (イ) 市では収集しない（処理できない）ごみ
 - ウ 中間処理計画
 - (ア) 処理施設
 - (イ) 市の処理施設に搬入される廃棄物量
 - (ウ) 市の処理施設以外に搬入される廃棄物（家庭ごみ）量
 - (エ) 市の処理施設での再資源化量
 - (オ) 市の処理施設で発生する残渣量
 - エ 最終処分計画
 - オ 市民に対する広報及び啓発活動
 - (2) 生活排水処理実施計画
 - ア 生活排水処理計画
 - (ア) 浄化槽設置整備事業等により生活排水処理を推進する区域及び補助基数
 - (イ) 農業集落排水処理施設で処理をする区域，人口等
 - (ウ) 下水道で処理をする区域，人口等
 - イ 収集運搬計画
 - ウ 中間処理計画
 - (ア) 処理施設
 - (イ) 市の処理施設に搬入される廃棄物量
 - (ウ) 市の処理施設で発生する残渣量
 - (エ) 発生残渣の再生処分（堆肥化）計画
 - エ 最終処分計画（水戸地区）
 - オ 市民に対する広報及び啓発活動

1 計画区域及び期間

計画区域	水戸市
計画期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日

2 令和3年度一般廃棄物の計画量

(1) ごみ関係〔処理される廃棄物（ごみ）量〕

区 分	計 画 量
燃えるごみ (家庭系+事業系ごみ)	84,570 t
燃えないごみ (家庭系+事業系ごみ)	3,352 t
資源物 (集団+集積所+直接+使用済小型電子機器等)	9,887 t
有害ごみ	162 t
民間独自ルートにより再生利用されるごみ	11,124 t

(2) 生活排水関係〔処理される廃棄物（し尿）量〕

区 分		地 区	計 画 量	合 計
非水洗化		水戸	5,200 t	6,459 t
		常澄	655 t	
		内原	604 t	
水洗化	浄化槽汚泥	水戸	24,000 t	30,300 t
		常澄	3,143 t	
		内原	3,157 t	
	農業集落排水	水戸	1,080 t	2,450 t
		常澄	620 t	
		内原	750 t	

3 処理主体

(1) ごみ関係

ア 一般廃棄物(ごみ)処理主体

区 分		処理主体
収集運搬	家庭系ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 水戸市 一般廃棄物収集運搬業許可業者（ただし、市で収集しないごみに限る）
	事業系ごみ	事業者及び一般廃棄物収集運搬業許可業者
中間処理		<ul style="list-style-type: none"> 水戸市
最終処分		<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処分業許可業者（事業系ごみの一部）

イ 一般廃棄物(ごみ)処理業者

○収集運搬業を許可する事業範囲

対象業務	<ul style="list-style-type: none"> 市で収集しないごみの収集運搬 事業系ごみの収集運搬
搬入先	<ol style="list-style-type: none"> 水戸市清掃工場（えこみっと） 本市の一般廃棄物処分業許可業者の処理施設 <ol style="list-style-type: none"> 水戸市再資源化事業協同組合（水戸市加倉井町 1202 番地 5） ㈱栄光通商（水戸市杉崎町 1263 番地 1） 本市外の処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条第 9 号イの規定により通知したごみに限る。） <ol style="list-style-type: none"> 日立セメント㈱神立リサイクルセンター（土浦市東中貫町 6 - 9） ㈱大縄林業（笠間市池野辺字駒切 630 番地 7 ほか 28 筆）
備考	本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者の収集運搬能力は、本市において発生するごみ量を満たしており、収集運搬が困難であるとは認められないことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 5 項に適合していないため、一般廃棄物収集運搬業の新規の許可はできない。

○処分業を許可する事業範囲

対象業務	<ul style="list-style-type: none"> 本市で発生したし尿及び浄化槽汚泥又は事業系ごみのうち、循環資源として市長が認めるものの再生利用を目的とした処分 本市で発生した適正処理困難物の処分 <p>※ 市外からの搬入について</p> <p>他の市区町村から発生した廃棄物の処分について、本市内への搬入の申出がある場合、協議を行い、一般廃棄物処理実施計画の実行に支障がないと認められるときは、搬入を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 循環資源…循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 2 条第 3 項に規定するもの ● 再生利用…同法第 2 条第 6 項に規定するもの
必要な施設 ※ 自ら運営し、本市内に設置するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 法第 8 条の許可を受けた一般廃棄物処理施設 法第 15 条の 2 の 5 の届出をした産業廃棄物処理施設（処理対象の産業廃棄物と同種の一般廃棄物を処理する場合に限る。） 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成 19 年茨城県条例第 17 号）第 12 条の許可を受けた指定処理施設（処理対象の産業廃棄物と同種の一般廃棄物を処理する場合に限る。）

○一般廃棄物(ごみ)処理業の許可

区 分	地 区	許可権者	業 者 数
収集運搬	水 戸	水 戸 市	47 社
	常 澄		11 社
	内 原		16 社
積替え及び保管	水 戸	水 戸 市	1 社
処 分		水 戸 市	2 社

<許可業者一覧>

区 分	地 区	業 者 名 (順不同)		
収集運搬	水 戸	(有)阿部商店	(株)恋瀬産業	(株)野村
		アミックス(株)	(有)山裕クリーン	(株)橋本商事
		(株)茨交サービス	(株)春海丸	(有)林空俵
		(株)茨城県クリニック・クリーン協会	(株)白梅商事	(有)福井商店
		茨城グローブシップ(株)	新生環境整備(株)	富士企業(株)
		(有)植田商店	(有)すいめい	(有)プライムクリエイト
		(有)エム産業	(有)スズキクリーンサービス	(有)北青サービス
		(株)エム・ビー・シー	(株)鈴山	(株)丸信商会
		(有)大鳥リバイブ	(株)竹屋商店	(株)マルセ
		勝田環境(株)	(株)田村商店	(有)マルゼン
		川崎商事	(有)地域整備開発研究所	(有)水戸環整センター
		(有)環境保全サービス	(株)津田産業	宮口産業
		北関東通商(株)	(株)常盤商社	(株)宮部商店
	久賀谷商会	都市保全工業(有)	(株)村田にここ商事	
	(株)ビソウ	長岡商会(株)	(有)明光産業	
	(有)K. K サービス	(株)ニシノ産業		
	常 澄	(有)クロサワクリーンサービス	(有)川上産業	(株)白梅商事
		大洗清掃協同組合	北関東通商(株)	(株)茨城県クリニック・クリーン協会
		(株)エム・ビー・シー	資源開発興業(株)	アミックス(株)
	(株)茨交サービス	常陽資材(株)		
内 原	(有)阿部商店	(株)白梅商事	(株)恋瀬産業	
	(有)マルゼン	(有)大鳥リバイブ	アミックス(株)	
	(株)茨城県クリニック・クリーン協会	北関東通商(株)	(有)内原環境クリーン	
	(有)スズキクリーンサービス	(株)エム・ビー・シー	(株)栄光通商	
	(有)北青サービス	(有)山裕クリーン		
今 一 司	(有)植田商店			
積替え 及 び 保 管	水 戸	水戸市環境整備事業協同組合		
処 分		(株)栄光通商	水戸市再資源化事業協同組合	

(2) 特定家庭用機器一般廃棄物

(小売店等に引取義務がなく，リサイクル料金が支払われている品目を対象)

区 分		主 体
収 集	水戸市清掃工場へ搬入	市 民
運 搬	水戸市清掃工場から指定引取場所へ運搬	水 戸 市
処 理	リサイクル	製 造 者

(3) 使用済小型電子機器等の回収

市内 29 か所に回収ボックスを設置し，回収を行う（回収ボックスの投入口に入る大きさのものに限る）。

回収品目：携帯電話，スマートフォン，デジタルカメラ，ビデオカメラ，携帯音楽プレーヤー（CD・MDを含む。），ICレコーダー，携帯型ゲーム機，電子辞書，電子手帳，携帯型カーナビ，ACアダプター，電気コード，タブレット型端末，外付けハードディスクドライブ

回収ボックス設置施設名称		
市役所本庁舎	赤塚出張所	常澄出張所
内原市民センター	竹隈市民センター	常磐市民センター
緑岡市民センター	寿市民センター	上大野市民センター
柳河市民センター	渡里市民センター	吉田市民センター
酒門市民センター	飯富市民センター	国田市民センター
桜川市民センター	上中妻市民センター	千波市民センター
双葉台市民センター	笠原市民センター	吉沢市民センター
稲荷第二市民センター	中央図書館	東部図書館
西部図書館	見和図書館	いばらきコープ水戸店
カスミフードスクエア水戸赤塚店	カスミフードスクエア水戸見川店	

(4) 生活排水関係

ア 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)処理主体

区分	発生地区	水 戸	常 澄	内 原
収集運搬	し 尿	水 戸 市	一般廃棄物収集運搬業許可業者	一般廃棄物収集運搬業許可業者
	浄化槽汚泥	浄化槽清掃業許可業者	浄化槽清掃業許可業者	浄化槽清掃業許可業者
中間処理		水 戸 市	大洗、鉾田、水戸環境組合	茨城地方広域環境事務組合
最終処分		水 戸 市	大洗、鉾田、水戸環境組合	茨城地方広域環境事務組合

イ 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)処理業者

○収集運搬業を許可する事業範囲

対象業務	し尿及び浄化槽汚泥に係る一般廃棄物の収集運搬		
対象廃棄物 及び 搬入先	し 尿	常澄地区	大洗、鉾田、水戸環境組合
		内原地区	茨城地方広域環境事務組合
	浄化槽汚泥	水戸地区	水戸市見川クリーンセンター
		常澄地区	大洗、鉾田、水戸環境組合
		内原地区	茨城地方広域環境事務組合

○一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)処理業の許可

区 分	地 区	許可権者	業 者 名
収集運搬	常 澄	水 戸 市	(有)クロサワクリーンサービス, 常陽資材(株), (株)山本環境開発
	内 原	水 戸 市	(有)茨城友清, (株)セイコー
収集運搬	水 戸	水 戸 市	新生環境整備(株), 富士企業(株), (有)水戸環整センター
	常 澄	水 戸 市	(有)クロサワクリーンサービス, 常陽資材(株), (株)山本環境開発
	内 原	水 戸 市	(有)茨城友清, (株)セイコー, (株)栄光通商 (大足地区農業集落排水処理施設に限る。)

4 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア ごみ処理計画

ごみの発生抑制・再資源化計画

ごみの発生抑制	分別収集の徹底	減量・リサイクルの啓発
	家庭における生ごみ減量化の推進	事業系一般廃棄物の適正処分促進
再資源化	清掃工場に直接搬入される燃えるごみから資源（紙類）を回収	
	燃えないごみから資源回収（民間施設で資源物を回収）	
	集団資源物回収（品目ごとに排出の資源物について、月1回協力団体ごとに回収）	
	集積所資源物回収（分別排出の資源物（新聞紙、ダンボール、紙パック、その他の紙、布類、びん・缶類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装を回収）	
	使用済小型電子機器等拠点回収（市内29か所（令和3年4月1日現在）で回収）	

イ 収集運搬計画

(ア) 収集運搬

区分	形態	計画量	収集回数 ※祝日も実施。 年末年始を除く。	排出方法
燃えるごみ	直営 一部委託	53,820 t	週2回	市指定袋又は処理券を使用
燃えないごみ	直営 一部委託	2,448 t	月2回	
資源物 (集積所)	委託	6,229 t	月2回 (下記以外)	<ul style="list-style-type: none"> びん・缶類、ペットボトル、及び白色トレイは透明か半透明な袋を使用 紙類・布類はひもで十文字にしぼる
			月4回 (プラスチック製容器包装)	<ul style="list-style-type: none"> 透明か半透明な袋を使用
資源物 (集団)	委託	2,855 t	月1回	団体で品目ごと(びん・缶類、紙・布類、金属類、ペットボトル、白色トレイ及びプラスチック製容器包装)に分別したものを回収
使用済小型電子機器	直営	1 t	随時	専用ボックス(計29か所)で回収
有害ごみ	委託	134 t	月2回	品目ごと(乾電池、蛍光管・水銀体温計、スプレー缶・カセットボンベ・ガスライター)に透明か半透明な袋を使用
粗大ごみ (戸別収集)	委託	210 t	申込制	粗大ごみ処理券の貼付

(イ) 市では収集しない（処理できない）ごみ

種 類		処理方法
一時多量ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場に自己搬入 ・許可業者に依頼
家庭系パソコン		<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーに回収申込 ・パソコン3R推進協会に問合せ
特定家庭用機器 (家電4品目)	エアコン, テレビ, 冷蔵庫・冷凍庫, 洗濯機・衣類乾燥機	<ul style="list-style-type: none"> ・小売業者に依頼 ・市に依頼 ・指定引取場所への持ち込み
処理できないもの <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質を含む物 ・危険性のある物 ・引火性のある物 ・著しく悪臭を発する物 ・容積又は重量が著しく大きい物 ・処理に支障を及ぼすおそれのある物 	ガスボンベ, 廃油, 薬剤, 消火器, 建築廃材, 灰, ピアノ, オルガン, ブラインド, バイク, タイヤ, バッテリー, 事業所用スチール机, 農機具, 農業用ビニール, モーター類, 50cm以上の電線, 土砂, 浴槽, ドラム缶, 物干し台, 塗料缶など	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店又は専門の処理業者に依頼 ・許可業者に依頼
特別管理一般廃棄物	感染性病原体を含むおそれのある廃棄物（感染性を有しない廃棄物を除く。）	専門の業者に依頼
在宅医療廃棄物の一部	鋭利なもの(針類), 注射筒など	医療機関へ返却
その他	原動機付き自転車 など	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店に相談 ・許可業者に依頼

ウ 中間処理計画

(ア) 処理施設

施設区分	概 要	
焼却施設 (水戸市)	名 称	水戸市清掃工場
	所在地	水戸市下入野町 2100 番地
	受付時間	8:30~12:00, 13:00~17:00
	休業日	日曜日, 年末年始
	処理能力	330t/24h (110t/24h×3炉)
再資源化施設 (水戸市)	名 称	水戸市清掃工場 (リサイクルセンター)
	所在地	水戸市下入野町 2100 番地
	受付時間	8:30~12:00, 13:00~17:00
	休業日	日曜日, 年末年始
	処理能力	破碎設備 24t/5h 選別設備 31t/5h
再資源化施設 (許可業者施設)	名 称	水戸市再資源化事業協同組合
	所在地	水戸市加倉井町 1202 番地 5
	処理能力	圧縮梱包機 96.0t/8h 圧縮機 4.8t/8h
発酵堆肥化施設 培養液肥化施設 (許可業者施設)	名 称	(株)栄光通商
	所在地	水戸市杉崎町 1263-1
	処理能力	63.63t/日

(イ) 清掃工場に搬入される廃棄物量

区 分	搬入者	計 画 量	合 計
燃えるごみ	水戸市	53,820 t	84,570 t
	直接搬入	30,750 t	
燃えないごみ	水戸市	2,448 t	3,352 t
	直接搬入	904 t	
資源物（紙類，布類）	直接搬入	388 t	4,072 t
資源物（びん・缶）	水戸市	1,798 t	
資源物（ペットボトル）	水戸市	396 t	
資源物（白色トレイ）	水戸市	4 t	
資源物（プラスチック製容器包装）	水戸市	1,486 t	
有害ごみ	水戸市	162 t	

(ウ) 清掃工場以外に搬入される廃棄物量

区 分	計 画 量	合 計
資源物（紙類，布類）	2,959 t	16,939 t
使用済小型電子機器等	1 t	
集団資源物回収により回収される資源物	2,855 t	
民間独自ルートにより再生利用されるごみ	11,124 t	

(エ) 清掃工場での再資源化量

区 分	計 画 量	合 計
燃えないごみから金属類の回収	1,047 t	2,211 t
再資源化施設でアルミ，スチール，カレットの分別回収	1,164 t	

(オ) 清掃工場で発生する残渣量

区 分	計 画 量
焼 却 残 渣	10,819 t

エ 最終処分計画

概 要	
名 称	水戸市一般廃棄物第三最終処分場
埋立面積／全体容積	12,000 m ² ／74,000 m ³

オ 市民に対する広報及び啓発活動

活動事項	概要	回数
ごみに対する総合的な啓発活動	「水戸まちなかフェスティバル」への参加	1回/年
	「水戸市環境フェア」への参加	1回/年
ごみの発生抑制啓発活動	「広報みと」掲載によるレジ袋削減へ向けた周知	1回/年
	レジ袋削減の取り組みに関する協定の締結	随時
	ごみゼロの日キャンペーンの開催	1回/年
ごみの分け方・出し方の周知	「資源物とごみの分け方・出し方」の配布	随時
	「家庭ごみの分け方・出し方」外国語版の配布	随時
	「ごみ収集カレンダー」配布	随時
	「広報みと」掲載による周知	随時
	「ごみとリサイクル」(タウンページ内掲載)	1回/年
	ごみ排出抑制啓発チラシ全戸配布	1回/年
	分け方・出し方指導	随時
資源物回収及びリサイクル活動の啓発	「広報みと」掲載による周知	随時
	リサイクル施設等見学会の開催(市民公募)	5回/年
食品ロスの削減	食べきり運動協力店舗の認定	随時
	30・10運動普及キャンペーンの実施	2回/年
家庭における生ごみ減量化の推進	生ごみ処理機器購入に対する補助(申請に基づく。)	処理機 60基/年 容器 100器/年
	生ごみリサイクル講習会の実施	1回/年
事業系ごみの排出管理と指導の徹底	「広報みと」掲載による周知	1回/年
	事業系ごみの適正処理指導	随時
不法投棄を防止するための啓発活動	「広報みと」掲載による周知	1回/年
	「ホームページ」掲載による周知	随時
	不法投棄防止看板の配布	随時
	不法投棄の指導	随時
資源物持ち去り防止対策	「広報みと」掲載による周知	1回/年
	パトロールの実施	5回/月
廃棄物の野外焼却を防止するための啓発活動	「広報みと」掲載による周知	1回/年
	「ホームページ」掲載による周知	随時
	廃棄物の野外焼却(野焼き)の指導	随時
違法廃品回収業者について	「広報みと」掲載による周知	1回/年

(2) 生活排水処理実施計画

ア 生活排水処理計画

(ア) 浄化槽設置整備事業等により生活排水処理を推進する区域及び補助基数

区 域		補助基数
次の各号に掲げる区域を除く市内全域 ① 公共下水道の処理区域 ② 公共下水道の事業認可を取得した区域のうち、十万原処理分区及び下水道事業受益者負担金の賦課対象区域として公告した区域 ③ 農業集落排水処理施設の処理区域。ただし、当該施設の整備が当分の間見込まれない区域は除く	次の各号に掲げる区域 ・ 公共下水道の事業計画区域のうち、②に掲げる区域以外の区域 ・ 農業集落排水事業の事業実施採択を受けた区域のうち、同事業の施設が供用開始されていない区域	205 基
④ 団地内等に浄化槽を有し、生活排水を処理している区域	前項に掲げる区域を除く区域	20 基

(イ) 農業集落排水処理施設で処理をする区域, 人口等

地区	区域	名称	所在地	処理能力	放流先	区域面積	計画人口
水戸	平須	平須地区農業集落排水処理施設	平須町 547-7	576 m ³ /日	澗沼川水域 (赤穂川)	68ha	2,130人 (461戸)
	飯富	飯富地区農業集落排水処理施設	飯富町 4959-2	594 m ³ /日	那珂川	122ha	2,200人 (456戸)
	上国井	上国井地区農業集落排水処理施設	上国井町 833-1	378 m ³ /日	那珂川	75ha	1,400人 (265戸)
	加倉井	加倉井地区農業集落排水処理施設	加倉井町 312-3	435 m ³ /日	那珂川水域 (桜川)	68ha	1,610人 (252戸)
	藤井岩根成沢	藤井岩根成沢地区農業集落排水処理施設	藤井町 2645	654 m ³ /日	那珂川水域 (西田川)	91ha	2,420人 (497戸)
	下大野上大野	下大野上大野地区農業集落排水処理施設	下大野町 1797	540 m ³ /日	那珂川	131ha	2,000人 (495戸)
常澄	下入野	下入野地区農業集落排水処理施設	下入野町 1215	173 m ³ /日	澗沼川水域 (石川川)	31ha	640人 (140戸)
	大場森戸	大場森戸地区農業集落排水処理施設	大場町 2200-1	343 m ³ /日	澗沼川水域 (石川川)	60ha	1,270人 (298戸)
内原	大足	大足地区農業集落排水処理施設	大足町 1830-2	284 m ³ /日	那珂川水域 (桜川)	42ha	1,050人 (222戸)
	宿根古屋	宿根古屋地区農業集落排水処理施設	鯉淵町 7520	176 m ³ /日	澗沼川水域 (澗沼前川)	45ha	650人 (167戸)
	筑地赤尾関	筑地赤尾関地区農業集落排水処理施設	赤尾関町 746-5	284 m ³ /日	澗沼川水域 (澗沼前川)	75ha	1,050人 (233戸)
	内原北部	内原北部地区農業集落排水処理施設	有賀町 2471	365 m ³ /日	那珂川水域 (桜川)	48ha	1,350人 (291戸)

(ウ) 下水道で処理をする区域，人口等

地 区	概 要 (面 積)	人 口
水 戸	4,590 ha	204,901 人
常 澄	129 ha	5,157 人
内 原	254 ha	5,963 人
合 計	4,973 ha	216,021 人

イ 収集運搬計画

区 分	地 区	形 態	収 集 回 数
し 尿	水 戸	委 託 新生環境整備㈱，富士企業㈱， ㈱水戸環整センター	○水戸地区 定額制は月 1 回，従量制は申出によ りその都度収集
	常 澄	許 可	○常澄，内原地区 申出によりその都度収集
	内 原	許 可	
浄化槽汚泥	水 戸	許 可	申出によりその都度収集
	常 澄	許 可	
	内 原	許 可	
農業集落排水	水 戸	許 可	○水戸，内原地区 月 1～2 回 ○常澄地区 月 1 回
	常 澄	許 可	
	内 原	許 可	

ウ 中間処理計画

(ア) 処理施設

地 区	概 要	
水 戸	名 称	水戸市見川クリーンセンター
	所 在 地	水戸市見川 4 丁目 680 番地
	処理能力	310 k1/日 (放流先…桜川)
常 澄	名 称	大洗、鉾田、水戸クリーンセンター
	所 在 地	東茨城郡大洗町成田町 4287 番地
	処理能力	80 k1/日
内 原	名 称	茨城地方広域環境事務組合
	所 在 地	東茨城郡茨城町大字馬渡 244 番地
	処理能力	152 k1/日

(イ) 市の処理施設に搬入される廃棄物量

区 分	搬入者	計 画 量
し尿	水戸市	5,200 t
浄化槽汚泥	一般廃棄物処理業者	24,000 t
ディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥 (計画発生量：460t)	一般廃棄物処理業者	※ 見川クリーンセンターで処理できる汚泥に限る。

(ウ) 市の処理施設で発生する残渣量

区 分	計 画 量
余剰汚泥	1,460 t

(エ) 発生残渣の再生処分(堆肥化)計画

区 分	形 態	計 画 量
脱水汚泥(見川クリーンセンター・農業集落排水)	委託	860 t
発酵汚泥(農業集落排水施設)	コンポスト	18 t

エ 最終処分計画(水戸地区)

区 分	形 態	計 画 量
脱水汚泥, 沈砂	委託	650 t

オ 市民に対する広報及び啓発活動

活 動 内 容		回 数
し尿収集作業について	「広報みと」掲載による周知	5回/年
浄化槽について	「広報みと」掲載による周知	3回/年